

消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書
(離島等供給約款以外の供給条件)

当社は、このたび、電気事業法第21条第2項ただし書の規定により申請を行った離島等供給特例承認申請書（電気・ガス価格激変緩和対策事業に係る電気料金の特別措置）において、消費税等相当額を含んだ特別措置の燃料費調整単価等を設定することといたしましたので、電気事業法施行規則第36条の規定にもとづき消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書を提出いたします。

なお、請求の方法については、従前のおりでございます。

また、別表1（燃料費調整額の算定）(4)ロ(ホ)、別表2（燃料費等調整額の算定）(3)および附則1（料金についての特別措置）(1)イ(ハ)b(e)に定める特別措置の燃料費調整単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第3位で四捨五入し、別表1（燃料費調整額の算定）(6)に定める基準単価、別表2（燃料費等調整額の算定）(1)ロに定める基準燃料単価、別表2（燃料費等調整額の算定）(2)ロに定める基準市場単価および附則1（料金についての特別措置）(1)イ(ホ)に定める基準単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第4位で四捨五入しております。

(1) 別表1（燃料費調整額の算定）(4)ロ(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価

区分および単位	2023年7月1日から2023年9月の検針日の前日までの期間		2023年9月の検針日から2023年10月の検針日の前日までの期間	
	特別措置の燃料費調整単価	消費税等相当額	特別措置の燃料費調整単価	消費税等相当額
a 定額制供給の場合	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭
(a) 定額電灯および公衆街路灯A電灯				
10ワットまでの1灯につき	27.19	2.47	13.59	1.24
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	54.38	4.94	27.19	2.47
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	108.75	9.89	54.38	4.94
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	163.13	14.83	81.56	7.41

区分および単位	2023 年 7 月 1 日から 2023 年 9 月の検針日の前日までの期間		2023 年 9 月の検針日から 2023 年 10 月の検針日の前日までの期間	
	特別措置の 燃料費調整 単価	消費税等相当額	特別措置の 燃料費調整 単価	消費税等相当額
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭
60 ワットをこえ 100 ワット までの 1 灯につき	271.88	24.72	135.94	12.36
100 ワットをこえる 1 灯につ き 100 ワットまでごとに	271.88	24.72	135.94	12.36
小型機器料金				
50 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	81.21	7.38	40.60	3.69
50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	162.41	14.76	81.21	7.38
100 ボルトアンペアをこえる 1 機器につき 100 ボルトア ンペアまでごとに	162.41	14.76	81.21	7.38
(b) 臨時電灯 A				
1 日につき				
総容量が 50 ボルトアンペア までの場合	2.19	0.20	1.10	0.10
総容量が 50 ボルトアンペア をこえ 100 ボルトアンペアま での場合	4.38	0.40	2.19	0.20
総容量が 100 ボルトアンペア をこえ 500 ボルトアンペアま での場合 100 ボルトアンペア までごとに	4.38	0.40	2.19	0.20
総容量が 500 ボルトアンペア をこえ 1 キロボルトアンペア までの場合	43.82	3.98	21.91	1.99

区分および単位	2023年7月1日から2023年9月の検針日の前日までの期間		2023年9月の検針日から2023年10月の検針日の前日までの期間	
	特別措置の 燃料費調整 単価	消費税等相当額	特別措置の 燃料費調整 単価	消費税等相当額
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	43.82	3.98	21.91	1.99
(c) 臨時電力				
契約電力0.5キロワットの場合1日につき	23.03	2.09	11.52	1.05
契約電力1キロワット1日につき	46.05	4.19	23.03	2.09
(d) 農事用電力B				
契約電力0.5キロワットの場合1日につき	41.45	3.77	20.73	1.88
契約電力1キロワット1日につき	82.89	7.54	41.45	3.77
b 従量制供給の場合 1キロワット時につき	7.00	0.64	3.50	0.32

(2) 別表2（燃料費等調整額の算定）(3)に定める特別措置の燃料費調整単価

区分および単位	2023年7月1日から2023年9月30日までの期間		2023年10月1日から2023年10月31日までの期間	
	特別措置の 燃料費調整 単価	消費税等相当額	特別措置の 燃料費調整 単価	消費税等相当額
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭
1キロワット時につき	3.50	0.32	1.80	0.16

(3) 附則 1 (料金についての特別措置) (1)イ(ハ)b(e)に定める特別措置の燃料費調整単価

区分および単位	特別措置の燃料費調整単価	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
1 キロワット時につき	7.00	0.64

(4) 別表 1 (燃料費調整額の算定) (6)に定める基準単価

区分および単位	基準単価	消費税等相当額
	円 銭厘	円 銭厘
イ 定額制供給の場合		
(イ) 定額電灯および公衆街路灯 A		
電灯		
10 ワットまでの 1 灯につき	0.641	0.058
10 ワットをこえ 20 ワットまでの 1 灯につき	1.282	0.117
20 ワットをこえ 40 ワットまでの 1 灯につき	2.563	0.233
40 ワットをこえ 60 ワットまでの 1 灯につき	3.846	0.350
60 ワットをこえ 100 ワットまでの 1 灯につき	6.409	0.583
100 ワットをこえる 1 灯につき 100 ワットまでごとに	6.409	0.583
小型機器料金		
50 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	1.914	0.174
50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	3.828	0.348
100 ボルトアンペアをこえる 1 機器につき 100 ボルトアンペアまでごとに	3.828	0.348
(ロ) 臨時電灯 A		
1 日につき		
総容量が 50 ボルトアンペアまでの場合	0.052	0.005
総容量が 50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの場合	0.103	0.009
総容量が 100 ボルトアンペアをこえ 500 ボルトアンペアまでの場合 100 ボルトアンペアまでごとに	0.103	0.009
総容量が 500 ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの場合	1.033	0.094
総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペアまでの場合 1 キロボルトアンペアまでごとに	1.033	0.094
(ハ) 臨時電力		
契約電力 1 キロワット 1 日につき	1.086	0.099

区分および単位	基準単価	消費税等相当額
(ニ)農事用電力B 契約電力1キロワット1日につき	円 銭厘 1.954	円 銭厘 0.178
ロ 従量制供給の場合 1キロワット時につき	0.165	0.015

(5) 別表2（燃料費等調整額の算定）(1)ロに定める基準燃料単価

区分および単位	基準燃料 単価	消費税等相当額
1キロワット時につき	円 銭厘 0.177	円 銭厘 0.016

(6) 別表2（燃料費等調整額の算定）(2)ロに定める基準市場単価

区分および単位	基準市場 単価	消費税等相当額
1キロワット時につき	円 銭厘 0.149	円 銭厘 0.014

(7) 附則1（料金についての特別措置）(1)イ(ホ)に定める基準単価

区分および単位	基準市場 単価	消費税等相当額
1キロワット時につき	円 銭厘 0.186	円 銭厘 0.017